

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条

この手数料規程は、別に定める「株式会社東日本住宅評価センター確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、株式会社東日本住宅評価センター（以下「センター」という。）が実施する確認検査の業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第1条の2

この手数料規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 4号等 確認申請書（建築物）若しくは計画変更確認申請書（建築物）において、第4面【9. 確認の特例】八. 欄が第1号、第3号又は第4号である建築物をいう。
- (2) 構造計算書付 確認申請書（建築物）若しくは計画変更確認申請書（建築物）において第2面【3. 設計者】欄に構造設計一級建築士の記載のあるもの又は構造安全証明書（建築士法第20条第2項の証明書）の添付のある申請をいう。
- (3) 丸太組構法 確認申請書（建築物）若しくは計画変更確認申請書（建築物）において、第3面【13. 建築物の高さ等】八. 欄に丸太組構法の記載のあるものをいう。
- (4) 混構造 確認申請書（建築物）若しくは計画変更確認申請書（建築物）において、第3面【13. 建築物の高さ等】【八. 構造】欄の「造 一部 造」に複数の構造が記載されるものをいう。
- (5) 規則1条の3大臣認定建築物 建築基準法施行規則（以下、「規則」という。）第1条の3の大臣認定を受けた構造の建築物であり、申請書に認定書を添付するとともに、申請書【備考】欄に「規則第1条の3の大臣認定」と記載したものをいう。
- (6) 一般地域 センターの業務区域であって東京都及び神奈川県以外の地域をいう。
- (7) 床面積 別表第1の（あ）欄の区分により（い）欄の意義とする。
- (8) G類 製造者認証エレベーター以外の昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）をいう。
- (9) H1類 製造者認証エレベーターで最大定員が3名以下のものをいう。
- (10) H2類 製造者認証エレベーターで最大定員が4名以上のものをいう。
- (11) 別途申請 建築基準法（以下、「法」という。）第87条の2及び法第88条に基づく確認申請並びに当該確認に係る検査申請をいう。
- (12) 一体申請 別途申請以外の法第6条の2に基づく確認申請並びに当該確認（計画変更確認があった場合を含む。）に係る検査申請をいう。
- (13) ルート2確認検査員 特定建築基準適合判定資格者（規則第3条の13）である確認検査員をいう。

(みなし規定)

第1条の3

確認申請書（建築物）若しくは計画変更確認申請書（建築物）において、第4面【1.番号】欄に2以上の数字が記載される申請で、その【9.確認の特例】八.欄の記載により、1申請中4号等と4号等以外が混在するものについては、別表第2-1、別表第2-2、第2条第5項及び第2条の2第5項の表の区分欄において、4号等以外とみなす。

2 前項に加えて、4号等が構造計算書付又は丸太組構法として申請された場合、別表第2-1及び別表第2-2の区分欄において、4号等以外とみなす。

3 確認申請書（建築物）若しくは計画変更確認申請書（建築物）において、第4面【1.番号】欄に2以上の数字が記載される申請にあつては、主たる建築物が規則1条の3大臣認定建築物であれば、第2条第5項の表において、規則1条の3大臣認定建築物とみなす。

（建築物に関する確認の申請手数料）

第2条

建築物に関する確認（計画変更確認を除く。以下この条において同じ。）の申請に係る手数料の額は、申請一件につき別表第2-1及び別表第2-2に掲げるとおりとする。面積の合計が5,000㎡を超える場合は、別途見積とする。

2 別表第2-1、別表第2-2、別表第3、第5項、第11項及び第12項の面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

（1） 建築物を建築する場合

床面積（ただし、移転の場合は床面積の1/2）

（2） 法第6条第1項第1号から第3号に定める建築物の大規模の修繕、大規模の模様替をする場合

床面積の1/2

（3） 確認を受けた建築物の用途を変更し、法第6条第1項第1号に定める建築物とする場合

用途変更の申請書に確認を受けたときの申請書第2面に記載された設計者と異なる設計者が含まれる場合

床面積

上記以外の場合

床面積の1/2

3 消防同意が必要な申請については、第1項の手数料の額に、申請一件につき3,000円を加算する。

4 天空率審査の必要なものについては、前項までの手数料の額に、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限の区分の一ごとに、8,000円を加算する。

5 別表第2-1及び別表第2-2に掲げる建築物の面積の合計が500㎡以下の申請については、下表の（あ）欄に示す種別により、前項までの手数料の額に、申請一件につき（い）欄に示す（1）又は（2）の手数料を加算する。

（1） 10,000円

(2)	面積の合計が100㎡以内	30,000円
	100㎡を超え200㎡以内	35,000円
	200㎡を超え500㎡以内	40,000円

表

区分	(あ)欄			(い)欄	
4号等	構造計算書付 (法第20条第1項第4号ロを選択の場合)			(2)	
	構造計算書付以外	丸太組構法			
		丸太組構法以外		—	
4号等以外	構造計算書付	混構造		(2)	
		混構造以外	地上3階以下 (注)	規則1条の3大臣認定建築物	(1)
			地上4階あり		(2)
	構造計算書付以外			—	

(注) 地上階数については、確認申請書（建築物）又は計画変更確認申請書（建築物）第3面の【13.建築物の高さ等】ロ.欄の記載による。以下同じ。

- 6 地上5階建て以上の建築物を含む申請については、前項までの手数料の額に、申請一件につき100,000円の手数料を加算する。
- 7 ルート2 確認検査員が審査することによって構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を不要とする法第20条第2項に規定する部分については、前項までの手数料の額に、当該部分一件につき、別表第3に掲げる額の手数料を加算する。
- 8 前項の場合を除き、判定の必要な建築基準法第20条第2項に規定する部分については、第1項から第6項までの手数料の額に、当該部分一件につき、20,000円の手数料を加算する。
- 9 確認申請に係る建築物が、一の建築物として増築又は改築（全部改築の場合を除く。）であるときは、前項までの手数料の額に、申請一件につき10,000円を加算する。ただし、センターにおいて「検査済証のない建築物に係る建築基準法適合状況調査」を行った場合は、この限りでない。
- 10 確認申請に係る建築物が、増築等で、既存部分において耐震診断の審査を必要とするものであるときは、前項までの手数料の額に、申請一件につき10,000円を加算する。
- 11 確認申請に係る建築物が、以下の一から三に掲げる検証法のいずれかの審査を要する場合は、前項までの手数料の額に、申請一件につき以下の額を加算する。
- 一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第108条の3にいう耐火性能検証法及び防火区画検証法
 - 二 令第129条の2にいう階避難安全検証法
 - 三 令第129条の2の2にいう全館避難安全検証法

面積の合計1000㎡以下の場合	33,000円
面積の合計1000㎡を超え2000㎡以下の場合	50,000円
面積の合計2000㎡を超える場合	67,000円

12 確認申請に係る建築物が、申請書第3面【8.主要用途】欄の区分で、最も主要な用途が、08010（一戸建ての住宅）、08020（長屋）、08030（共同住宅）、08060（兼用住宅）、08250（診療所（患者の収容施設のないものに限る。））以外である場合は前項までの手数料の額に、申請一件につき、面積の合計により、以下の額を加算する。

200㎡を超え500㎡以内	10,000円
500㎡を超え1000㎡以内	30,000円
1000㎡を超え2000㎡以内	60,000円
2000㎡を超え3000㎡以内	80,000円
3000㎡を超えるもの	別途見積

13 申請者の要望により他支店の業務区域内に計画された建築物の確認審査を行うときは、前項までの手数料の額に、申請一件につき4,000円を加算することができる。

14 確認申請（計画変更確認を含む。以下本項において同じ。）に係る計画が、あらかじめ複数の場合あるいは幅のある寸法等に対して検討がなされている場合（以下「あらかじめの検討」という。）は、その検討内容に応じ、審査後、申請一件につき、最大 確認申請に係る手数料額と同額の追加手数料を加算することができる。

（建築物に関する計画変更確認の申請手数料）

第2条の2

建築物に関する計画変更確認の申請に係る手数料の額は、本条において定めるものとし、申請一件につき別表第2-1及び別表第2-2に掲げるとおりとする。面積の合計が5,000㎡を超える場合は、別途見積とする。

2 別表第2-1、別表第2-2、別表第3、第5項及び第11項の面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

（1） 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築（大規模の修繕、大規模の模様替及び用途の変更を含む。以下この項において同じ。）する場合で、当該変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合

床面積の1 / 2

この場合、面積の合計が2,000㎡を超えるものは別表第2-1及び別表第2-2において4号等以外とみなし、500㎡以下であるものは第5項の適用があるものとする。

ただし、門・塀又は床面積の合計10㎡未満の別棟建築物のみの変更であり、申請書【備考】欄に「門・塀のみの変更」又は「床面積10㎡未満の別棟建築物のみの変更」と記載したもののについては、100㎡以内（4号等）とみなす。

（2） 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該変更に係る直前の確認をセンター以外から受けている場合

床面積

- 3 消防同意が必要な申請については、第1項の手数料の額に、申請一件につき3,000円を加算する。
- 4 改めて天空率審査の必要なものについては、前項までの手数料の額に、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限の区分の一ごとに、8,000円を加算する。
- 5 別表第2-1及び別表第2-2に掲げる建築物の面積の合計が500㎡以下の申請については、第2条第5項に示す表の(あ)欄に示す種別により、前項までの手数料の額に、申請一件につき(い)欄に示す(1)又は(2)の手数料を加算する。ただし、構造に関して変更がない場合を除く。
- | | | |
|-----|---------------|---------|
| (1) | | 10,000円 |
| (2) | 面積の合計が100㎡以内 | 30,000円 |
| | 100㎡を超え200㎡以内 | 35,000円 |
| | 200㎡を超え500㎡以内 | 40,000円 |
- 6 地上5階建て以上の建築物を計画変更する申請については、構造に関して変更がある場合、前項までの手数料の額に、申請一件につき50,000円の手数料を加算する。
- 7 ルート2 確認検査員が審査することによって判定を不要とする法第20条第2項に規定する部分の構造を計画変更する場合については、前項までの手数料の額に、当該部分一件につき、別表第3に掲げる額の手数料を加算する。
- 8 前項の場合を除き、判定の必要な建築基準法第20条第2項に規定する部分の構造を計画変更する場合については、第1項から第6項までの手数料の額に、当該部分一件につき、20,000円の手数料を加算する。
- 9 確認申請に係る建築物が、一の建築物として増築又は改築（全部改築の場合を除く。）であるときは、前項までの手数料の額に、申請一件につき5,000円を加算する。ただし、センターにおいて「検査済証のない建築物に係る建築基準法適合状況調査」を行った場合は、この限りでない。
- 10 確認申請に係る建築物が、増築等で、既存部分において改めて耐震診断の審査を必要とするものであるときは、前項までの手数料の額に、申請一件につき10,000円を加算する。
- 11 確認申請に係る建築物が、改めて以下の一から三に掲げる検証法のいずれかの審査を要する場合は、前項までの手数料の額に、申請一件につき以下の額を加算する。
- | | |
|-----------------------------------|---------|
| 一 令第108条の3にいう耐火性能検証法
及び防火区画検証法 | |
| 二 令第129条の2にいう階避難安全検証法 | |
| 三 令第129条の2の2にいう全館避難安全検証法 | |
| 面積の合計1000㎡以下の場合 | 33,000円 |

面積の合計1000㎡を超え2000㎡以下の場合	50,000円
面積の合計2000㎡を超える場合	67,000円

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条

建築設備（令第146条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の確認（計画変更確認を含む。）の申請に係る手数料の額は、一体申請（法第6条第1項第4号に掲げる建築物の場合を含む。以下同じ。）又は別途申請にかかわらず、一の建築設備について、別表第4に掲げるとおりとする。

- 2 法第6条第1項第4号に掲げる建築物に、工事完了前に建築設備を増設するのみの計画変更確認申請の手数料の額は、第2条第3項にかかわらず、別表第2-1又は別表第2-2に係る手数料はないものとし、前項のみによるものとする。
- 3 仮使用認定において、建築物内に昇降機等建築設備を含む場合は、別表第4に掲げる額の手数料を加算するものとする。ただし、特定行政庁の指導により、当該建築設備について、法第87条の2の規定に基づく別途完了検査申請を行う場合は、この限りでない。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条

工作物に関する確認（計画変更確認を含む。）の申請に係る手数料の額は、一体申請又は別途申請にかかわらず、一の工作物について、別表第5に掲げるとおりとする。

(建築物に関する検査の申請手数料)

第5条

別表第2-1及び別表第2-2の面積の合計は、建築確認（計画変更確認を含む。）を受けた部分の面積の合計とする。

- 2 建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額及び建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、検査申請一件について、別表第2-1及び別表第2-2に掲げるとおりとする。
- 3 計画変更確認に相当する完了検査追加説明書の場合の別表第2-1、別表第2-2、別表第3及び第2条の2第5項等における面積の合計の算定は、第2条の2第2項に準ずる。当該完了検査追加説明書において手数料の加算額については、第2条の2第3項から第11項に準ずる。

(建築設備に関する検査の申請手数料)

第6条

建築設備に関する中間検査の申請に係る手数料の額、建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額及び計画変更確認に当する完了検査追加説明書に係る手数料の額は、一体申請又は別途申請にかかわらず、一の建築設備について、別表第4に掲げるとおりとする。

(工作物に関する検査の申請手数料)

第7条

工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額、工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額及

び計画変更確認に相当する完了検査追加説明書に係る手数料の額は、一体申請又は別途申請にかかわらず、一の工作物について、別表第5に掲げるとおりとする。

(建築物に関する仮使用認定の申請手数料)

第8条

建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件について、別表第2-1及び別表第2-2に掲げるとおりとする。面積の合計については、別表第1に掲げる床面積とする。

(追加手数料)

第9条

申請を引き受けた後、第2条第2項に規定する申請に係る部分の床面積に相違があった場合等で、引受通知に示す手数料額と本規程で定める手数料額に差額を生じた場合は、追加手数料として、その差額を加算する。

- 2 中間検査又は完了検査において再検査が必要な場合は、追加手数料として、検査の申請手数料と同額の再検査手数料を加算する。
- 3 センターの確認検査員が検査を行うため現場に行ったが立会人の不在など申請者の責に帰すべき事由で検査ができなかった場合も、前項に準ずる。ただし、エレベーター一体申請の建築物で、エレベーターの立会人のみの不在等によって、エレベーター部分のみの検査ができなかった場合は、別表第4に掲げるエレベーターの検査の申請手数料(昇降機H1類にあつては「一体申請」のもの)と同額の再検査手数料を加算する。
- 4 建築物の確認申請において法第43条ただし書き等の許可証が添付され、その許可条件等に天空率を含む形態制限に適合することが含まれており、それに基づき天空率に適合していることを示した計画の場合は、第2条第4項に示す額の手数料を加算する。
- 5 申請に係る建築物、建築設備又は工作物の、計画又は工事中若しくは工事完了後のもので、建築基準法手続き違反があった場合等、特定行政庁と通常の場合以上の協議が必要なものについては、引受け時又は引受後に、前条までの手数料の額の合計を超えない範囲で、追加手数料を加算することができる。

(センター以外から確認等を受けた直近の検査等の手数料)

第10条

センター以外から確認(計画変更確認を含む。以下本条において同じ。)を受けた直近の中間検査又は完了検査(以下「直近の検査等」という。)の申請を受ける場合は、直近の検査等の手数料の額は、計画変更確認相当追加説明書の手数料を除き、第5条から第7条の規定による手数料の額の1.5倍の額とする。

- 2 センター以外から中間検査合格証を受けた直近の検査等の申請を受ける場合も、前項に準ずる。
- 3 センター以外から確認済証又は中間検査合格証を受けた建築物の仮使用認定申請を受ける場合の手数料の額は、第8条の規定による手数料の1.5倍の額とする。

(遠隔地加算手数料)

第11条

別表第6(あ)欄に掲げるセンターの支店又は事務所でを行う確認検査業務において、検査の対象となる工事が別表第6(い)欄から(お)欄までに掲げる地域で行われる場合は、第5条から第8条までの検査の手数料の額に、別表第6(い)欄から(お)欄に掲げる額を加算する。

- 2 申請者の要望により他支店の業務区域内の検査を行うときは、4,000円又は検査を行う支店若しくは事務所から現場までの往復の交通費の実費を加算することができる。

(届出手数料)

第12条

軽微変更報告書(様式C-04)(軽微な変更説明書を除く。)及び記載内容変更訂正届(様式C-02に加え、確認検査業務約款第12条第2項にいう特定行政庁の定める様式を含む。)が提出された場合は、一件につき、2,000円の手数料を徴収する。

(確認申請等手数料の減額)

第13条

センターは、第2条及び第2条の2(それぞれ第8項を除く。)、第5条並びに第9条(第3項ただし書きを除く。)から第12条までに定める手数料の額を、種々の状況を勘案して減額することができる。ただし、別表第6(実費の場合及び東京都島しょ部に限る。)に掲げる手数料については、減額しない。

(確認検査手数料の返還)

第14条

収納した確認検査手数料は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合はこの限りでない。

- 2 大震災又は津波に起因して建築物が滅失した場合等で、公益上の見地から手数料を返還することが相当であるとセンターが判断した場合は、第1項にかかわらず、これを行う。

(確認済証又は検査済証交付証明の申込手数料)

第15条

業務規程第22条の3又は第35条の3に規定する確認済証・検査済証の交付証明の申込手数料の額は、建築物、建築設備又は工作物の申請一件につき、次に定める額とする。

① 確認済証交付証明	交付後5年以内	5,000円
	交付後5年を超え10年以内	20,000円
② 検査済証交付証明	交付後5年以内	5,000円
	交付後5年を超え10年以内	20,000円

(電子/書面申請時の追加手数料)

第16条

電子/書面申請時には、以下の確認申請書印刷・折り等の手数料を追加するものとする。

書面等(正副合わせ100枚ごと・切り上げ)	1,500円
-----------------------	--------

(電子申請時の副本の交付に係る追加手数料)

第17条

電子申請時には電子情報処理組織にて副本の交付を行うが、それに加え書面等(A4又はA3に限る。)に

よる交付を希望する場合は、以下の手数料を追加するものとする。

書面等（100枚ごと・切り上げ） 1,500円

附則

（適用期日）

（イ） この確認検査業務手数料規程は、平成12年（2000年）10月20日から適用する。

（ロ） 改定 平成17年（2005年）2月1日

（ハ） 改定 平成17年（2005年）10月1日

（ニ） 改定 平成19年（2007年）1月15日

（ホ） 改定 平成19年（2007年）6月20日

（ヘ） 改定 平成19年（2007年）10月1日

（ト） 改定 平成19年（2007年）11月20日

（チ） 改定 平成19年（2007年）12月1日

（リ） 改定 平成20年（2008年）2月12日

（ヌ） 改定 平成20年（2008年）4月1日

（カ） 改定 平成21年（2009年）4月1日

（ヨ） 改定 平成21年（2009年）6月1日

（ル） 改定 平成20年（2008年）5月1日

（ヲ） 改定 平成20年（2008年）7月1日

（ワ） 改定 平成21年（2009年）1月1日

（夕） 改定 平成22年（2010年）6月1日（平成22年7月1日より適用）

（レ） 改定 平成22年（2010年）11月5日

（ソ） 改定 平成23年（2011年）4月1日

（ツ） 改定 平成24年（2012年）4月1日

（ネ） 改定 平成24年（2012年）12月1日

（ナ） 改定 平成25年（2013年）4月19日

（ラ） 改定 平成25年（2013年）10月15日

（ム） 改定 平成26年（2014年）4月1日（平成26年5月1日より適用）

（ウ） 改定 平成26年（2014年）10月1日

（キ） 改定 平成26年（2014年）11月1日

（ノ） 改定 平成27年（2015年）4月1日

（オ） 改定 平成27年（2015年）6月1日

（ク） 改定 平成27年（2015年）9月10日

（仮使用認定については認可の日から、それ以外については平成27年10月1日より適用）

（ヤ） 改定 平成28年（2016年）1月1日

（マ） 改定 平成28年（2016年）5月1日

（ケ） 改定 平成28年（2016年）8月1日

(フ) 改定 平成28年(2016年)9月1日

(コ) 改定 平成29年(2017年)1月1日

別表第1 床面積（建築物）の意義

		(あ) 欄	(い) 欄
新築、移 転	確認申請		確認申請書（建築物）第3面【11.延べ面積】イ.欄（申請部分）の面積。
	中間検査 申請又は 完了検査 申請	当該検査において照合すべき確認済証（添付図書・書類を含む。以下この表で同じ。）が計画変更確認申請書を含まない場合	当該検査において照合すべき確認申請書（建築物）第3面【11.延べ面積】イ.欄（申請部分）の面積。
		当該検査において照合すべき確認済証が計画変更確認申請書を含む場合	当該検査において照合すべき確認申請書（建築物）第3面【11.延べ面積】イ.欄（申請部分）の面積。ただし、変更により床面積が増加する場合は、増加後の床面積。
	仮使用認 定	当該認定において対象とする建築物の確認済証が計画変更確認申請書を含まない場合	当該認定において対象とする建築物の確認申請書（建築物）第3面【11.延べ面積】イ.欄（申請部分）の面積。
		当該認定において対象とする建築物の確認済証が計画変更確認申請書を含む場合	当該認定において対象とする建築物の確認申請書（建築物）第3面【11.延べ面積】イ.欄（申請部分）の面積。ただし、変更により床面積が増加する場合は、増加後の床面積。
	計画変更確認申請		計画変更前の確認申請書（建築物）第3面【11.延べ面積】イ.欄（申請部分）の面積。ただし、変更により床面積が増加する場合は、増加後の床面積。
	計画変更確認に相当する完了検査追加説明書		
増築、改 築、大規 模の修 繕、大規 模の模 様替、用 途の変 更	確認申請		確認申請書（建築物）第3面【11.延べ面積】イ.欄（申請部分）の面積。（申請以外の部分）について審査の対象となる部分がある場合は、その部分の面積を含める。
	中間検査 申請又は 完了検査 申請	当該検査において照合すべき確認済証が計画変更確認申請書を含まない場合	当該検査において照合すべき確認申請書（建築物）第3面【11.延べ面積】イ.欄（申請部分）の面積。（申請以外の部分）について検査の対象となる部分がある場合は、その部分の面積を含める。
		当該検査において照合すべき確認済証が計画変更確認申請書を含む場合	当該検査において照合すべき確認申請書（建築物）第3面【11.延べ面積】イ.欄（申請部分）の面積。ただし、変更により床面積が増加する場合は、増加後の床面積。（申請以外の部分）について検査の対象となる部分がある場合は、その部分の面積を含める。
	仮使用認 定	当該認定において対象とする建築物の確認済証が計画変更確認申請書を含まない場合	当該認定において対象とする建築物の確認申請書（建築物）第3面【11.延べ面積】イ.欄（申請部分）の面積。（申請以外の部分）について認定の対象となる部分がある場合は、その部分の面積を含める。
		当該認定において対象とする建築物の確認済証が計画変更確認申請書を含む場合	当該認定において対象とする建築物の確認申請書（建築物）第3面【11.延べ面積】イ.欄（申請部分）の面積。ただし、変更により床面積が増加する場合は、増加後の床面積。（申請以外の部分）について認定の対象となる部分がある場合は、その部分の面積を含める。
	計画変更確認申請		計画変更前の確認申請書（建築物）第3面【11.延べ面積】イ.欄（申請部分）の面積。ただし、変更により床面積が増加する場合は、増加後の床面積。（申請以外の部分）について審査の対象となる部分がある場合は、その部分の面積を含める。
	計画変更確認に相当する完了検査追加説明書		

確認検査手数料

別表第2-1 一般地域（東京都及び神奈川県以外）内の建築物（申請一件につき）（単位：円）

面積の合計	区分 (注1)	建築確認	中間検査 (注2)	完了検査 (注2)	計画変更確認 (注3)	計画変更相当追加説明書 (注4)	仮使用認定 (注5)
100㎡以内	4号等	19,000	24,000	30,000	17,000	21,000	30,000
	4号等以外	34,000	26,000	34,000	31,000	37,000	34,000
100㎡を超え 200㎡以内	4号等	27,000	36,000	42,000	24,000	30,000	42,000
	4号等以外	49,000	39,000	45,000	44,000	54,000	45,000
200㎡を超え 500㎡以内	4号等	37,000	45,000	55,000	33,000	41,000	55,000
	4号等以外	65,000	52,000	62,000	59,000	72,000	62,000
500㎡を超え1,000㎡以内	4号等	120,000	78,000	90,000	120,000	146,000	90,000
	4号等以外	133,000	78,000	90,000	120,000	146,000	90,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	4号等	165,000	135,000	167,000	165,000	201,000	167,000
	4号等以外	183,000	135,000	167,000	165,000	201,000	167,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内	—	240,000	140,000	183,000	216,000	264,000	183,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内	—	285,000	145,000	195,000	—	—	195,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内	—	320,000	150,000	235,000	—	—	235,000

(注1)：4号等及び4号等以外については、第1条の3（みなし規定）参照。
(注2)：第5条（建築物に関する検査の申請手数料）第1項参照。
(注3)：第2条（建築物に関する確認の申請手数料）第3項参照。
(注4)：第5条（建築物に関する検査の申請手数料）第3項参照。
(注5)：第8条（建築物に関する仮使用認定の申請手数料）第1項参照。

(加算手数料の概略)

建築確認及び計画変更確認の申請、並びに計画変更確認相当完了検査追加説明書において、

(消防同意加算) 消防同意が必要な申請については、3,000円を加算する。

(天空率加算) 天空率審査の必要なものについては、手数料の額に、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限の区分の一ごとに、8,000円を加算する。

(構造計算書付加算) 建築物の面積の合計が500㎡以下のものについては、下表に示す種別により、次の(1)又は(2)に示す手数料を加算する。ただし、計画変更確認申請並びに計画変更確認相当完了検査追加説明書の場合は、構造に関して変更がない場合を除く。

- (1) 10,000円
- (2) 面積の合計が100㎡以内 30,000円
- 100㎡を超え200㎡以内 35,000円
- 200㎡を超え500㎡以内 40,000円

4号等	構造計算書付（法第20条第1項第4号□を選択の場合）		(2)	
	構造計算書付以外	丸太組構法		
4号等以外	構造計算書付	混構造	(2)	
		混構造以外	地上3階以下	規則1条の3大臣認定建築物 (1)
			地上4階あり	規則1条の3大臣認定建築物以外 (2)

(建築確認のみ) 申請書第3面【8.主要用途】欄の区分で、最も主要な用途が、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅、診療所（患者の収容施設のないものに限る。）以外である場合は、以下の額を加算する。

- 面積の合計が200㎡を超え500㎡以内 10,000円
- 500㎡を超え1000㎡以内 30,000円
- 1000㎡を超え2000㎡以内 60,000円
- 2000㎡を超え3000㎡以内 80,000円

別表第2-2 東京都及び神奈川県内の建築物（申請一件につき）

（単位：円）

面積の合計	区分 (注1)	建築確認	中間検査 (注2)	完了検査 (注2)	計画変更確認 (注3)	計画変更相当追加説明書 (注4)	仮使用認定 (注5)
100㎡以内	4号等	20,000	26,000	32,000	18,000	24,000	32,000
	4号等以外	35,000	29,000	35,000	32,000	42,000	35,000
100㎡を超え 200㎡以内	4号等	29,000	37,000	43,000	26,000	35,000	43,000
	4号等以外	50,000	41,000	47,000	45,000	60,000	47,000
200㎡を超え 500㎡以内	4号等	39,000	51,000	57,000	35,000	47,000	57,000
	4号等以外	67,000	56,000	64,000	60,000	80,000	64,000
500㎡を超え1,000㎡以内	4号等	123,000	82,000	93,000	123,000	164,000	93,000
	4号等以外	137,000	82,000	93,000	123,000	164,000	93,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	4号等	168,000	138,000	170,000	168,000	224,000	170,000
	4号等以外	187,000	138,000	170,000	168,000	224,000	170,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内	—	240,000	140,000	183,000	216,000	288,000	183,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内	—	285,000	145,000	195,000	—	—	195,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内	—	320,000	150,000	235,000	—	—	235,000

(注1)：4号等及び4号等以外については、第1条の3（みなし規定）参照。
(注2)：第5条（建築物に関する検査の申請手数料）第1項参照。
(注3)：第2条（建築物に関する確認の申請手数料）第3項参照。
(注4)：第5条（建築物に関する検査の申請手数料）第3項参照。
(注5)：第8条（建築物に関する仮使用認定の申請手数料）第1項参照。

(加算手数料の概略)

建築確認及び計画変更確認の申請、並びに計画変更確認相当完了検査追加説明書において、

(消防同意加算) 消防同意が必要な申請については、3,000円を加算する。

(天空率加算) 天空率審査の必要なものについては、手数料の額に、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限の区分の一ごとに、8,000円を加算する。

(構造計算書付加算) 建築物の面積の合計が500㎡以下のものについては、下表に示す種別により、次の(1)又は(2)に示す手数料を加算する。ただし、計画変更確認申請並びに計画変更確認相当完了検査追加説明書の場合は、構造に関して変更がない場合を除く。

(1)	10,000円
(2) 面積の合計が100㎡以内	30,000円
100㎡を超え200㎡以内	35,000円
200㎡を超え500㎡以内	40,000円

4号等	構造計算書付（法第20条第1項第4号□を選択の場合）		(2)		
	構造計算書付以外	丸太組構法			
4号等以外	構造計算書付	混構造	(2)		
		混構造以外	地上3階以下	規則1条の3大臣認定建築物	(1)
			地上4階あり	規則1条の3大臣認定建築物以外	(2)

(建築確認のみ) 申請書第3面【8.主要用途】欄の区分で、最も主要な用途が、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅、診療所（患者の収容施設のないものに限る。）以外である場合は、以下の額を加算する。

面積の合計が200㎡を超え500㎡以内	10,000円
500㎡を超え1000㎡以内	30,000円
1000㎡を超え2000㎡以内	60,000円
2000㎡を超え3000㎡以内	80,000円

別表第3 建築物・ルート2 確認検査員加算（建築物の部分一件につき）

（単位：円）

床面積の合計		
1,000㎡以内		156,000
1,000㎡	を超え 2,000㎡以内	209,000
2,000㎡	を超え 3,000㎡以内	240,000

別表第4 建築設備（一基につき）

（単位：円）

		確認	中間検査	完了検査	計画変更 確認 (注)	計画変更確 認相当追加 説明書
昇降機（G類）		45,000	別途見積	30,000	23,000	25,000
昇降機（H1類）	別途申請	12,000		18,000	6,000	7,000
	一体申請	11,000		17,000	6,000	7,000
昇降機（H2類）		20,000		30,000	12,000	13,000
小荷物専用昇降機		16,000		26,000	8,000	9,000
昇降機以外の建築設備		23,000		30,000	12,000	13,000
<p>G類 製造者認証エレベーター以外の昇降機（小荷物専用昇降機を除く）。</p> <p>H1類 製造者認証エレベーターで最大定員が3名以下のもの。</p> <p>H2類 製造者認証エレベーターで最大定員が4名以上のもの。</p> <p>(注) 当該変更に係る直前の確認をセンター以外から受けている場合は倍額とする。</p>						

別表第5 工作物（一基につき）

（単位：円）

	確認 (注1)	中間検査	完了検査	計画変更 確認 (注2)	計画変更確 認相当追加 説明書
工作物（高さ5mを超える擁壁以外のもの）	24,000	別途見積	32,000	12,000	13,000
工作物（高さ5mを超える擁壁）	48,000		64,000	24,000	26,000
<p>(注1) 建築物に取り付く工作物で、当該建築物の確認をセンター以外で行う場合は、別表第2-1又は第2-2において当該建築物の床面積の合計に対応する計画変更確認の欄に示す額の手数料を加算する。</p> <p>(注2) 当該変更に係る直前の確認をセンター以外から受けている場合は倍額とする。</p>					

別表第6 検査手数料 遠隔地加算

(注) 申請者の要望により他支店の業務区域内の検査を行うときは、4,000円又は検査を行う支店若しくは事務所から現場までの往復の交通費の実費を加算することができる。

(あ) 欄		(い) 欄	(う) 欄	(え) 欄	(お) 欄
札幌事務所	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+4000円	+8000円	+16000円	+32000円
	北海道	登別市			

(あ) 欄		(い) 欄	(う) 欄	(え) 欄	(お) 欄
東北支店	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+4000円	+8000円	+16000円	+32000円
	岩手県	一関市 平泉町 奥州市 金ヶ崎町 北上市 宮古市 岩泉町 二戸市 久慈市 遠野市 釜石市 軽米町 一戸町 九戸村 野田村 普代村 田野畑村 山田町 大槌町 住田町	陸前高田市 大船渡市 洋野町		
	宮城県	栗原市 登米市 桶谷町 南三陸町 女川町 七ヶ宿町 丸森町	気仙沼市		
	山形県	酒田市 三川町 鶴岡市 庄内町 戸沢村 鮭川村 真室川町 金山町 飯豊町 小国町	遊佐町		

東北支店	福島県	福島市 桑折町 国見町 伊達市 川俣町 二本松市 相馬市 飯館村 南相馬市 浪江町 葛尾村 田村市 双葉町 大熊町 三春町 郡山市 本宮市 須賀川市 大玉村 鏡石町 玉川村 天栄村 西郷村 白河市 泉崎村 矢吹町 中島村 石川町 浅川町 棚倉町 矢祭町	喜多方市 北塩原村 磐梯町 猪苗代町 会津若松市 会津坂下町 湯川村 会津美里町 下郷町 南会津町	西会津町 柳津町 三島町 金山町 昭和村 只見町 檜枝岐村	

(あ) 欄		(い) 欄	(う) 欄	(え) 欄	(お) 欄
北関東支店	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+4000円	+8000円	+16000円	+32000円
	茨城県	坂東市 境町 五霞町			

(あ) 欄		(い) 欄	(う) 欄	(え) 欄	(お) 欄
群馬事務所	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+4000円	+8000円	+16000円	+32000円
	群馬県	長野原町 神流町 中之条町 片品村 上野村	草津町 嬬恋村		

(あ) 欄		(い) 欄	(う) 欄	(え) 欄	(お) 欄
埼玉支店	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+4000円	+8000円	+16000円	+32000円
	埼玉県	本庄市 美里町 上里町 神川町 長瀬町 東秩父村 皆野町 秩父市 小鹿野町 横瀬町			

(あ) 欄		(い) 欄	(う) 欄	(え) 欄	(お) 欄
東関東支店 (常総事務所)	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+4000円	+8000円	+16000円	+32000円
	千葉県	香取市 東庄町 旭市 匝瑳市 銚子市 館山市 一宮町 いすみ市 大多喜町 御宿町 勝浦市 富津市 鋸南町 鴨川市 南房総市			
	茨城県	笠間市 水戸市 小美玉市 鉾田市 茨城町 大洗町 行方市 鹿嶋市 潮来市 神栖市	那珂市 東海村 ひたちなか市 日立市	常陸大宮市 城里町 常陸太田市 大子町 高萩市	北茨城市

(あ) 欄		(い) 欄	(う) 欄	(え) 欄	(お) 欄
東京支店	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+4000円	+8000円	+16000円	+実費の1.2倍
	東京都				島しょ部

(あ) 欄		(い) 欄	(う) 欄	(え) 欄	(お) 欄
東京西支店	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+4000円	+8000円	+12000円	+16000円
	山梨県	上野原町 大月市 都留市 道志村	山梨市 甲州市 丹波山村 小菅村 笛吹市 富士河口湖町 鳴沢村 富士吉田市 西桂町 甲府市 甲斐市 忍野村 山中湖村 昭和町 中央市 市川三郷町	北杜市 韮崎市 南アルプス市 富士川町	早川町 身延町 南部町

(あ) 欄		(い) 欄	(う) 欄	(え) 欄	(お) 欄
神奈川支店	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+4000円	+8000円	+16000円	+32000円
	神奈川県	山北町 松田町 南足柄市 開成町 大井町 中井町 二宮町 小田原市 箱根町 湯河原町 真鶴町 三浦市 相模原市津久井町 相模原市城山町 愛川町 清川村	相模原市藤野町 相模原市相模湖町		
静岡県 (他支店エリア検査)		熱海市 伊豆の国市 伊東市 伊豆市 下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 御殿場市 裾野市 小山町 函南町			

(あ) 欄		(い) 欄	(う) 欄	(え) 欄	(お) 欄
静岡支店	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+ 4000円	+ 8000円	+ 16000円	+ 32000円
	静岡県	浜松市 御前崎市 袋井市 磐田市 小山町 御殿場市 裾野市 函南町 熱海市 長泉町 清水町 三島市 沼津市 伊豆の国市 伊東市 伊豆市 東伊豆町 河津町 西伊豆町 下田市 松崎町 南伊豆町	湖西市		